

総合体育館改修事業

参加希望市内事業者リスト登録・公開手続実施要領

第1 総則

この要領は、町田市産業振興基本条例第4条第5項に基づき、総合体育館改修事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたり、本事業への参画を希望する市内事業者の登録および公開等に関し必要な事項を定めるものである。これにより、市内事業者の受注機会の拡大を図り、もって地域経済を活性化させることを目的とする。

第2 実施の要領

1. 公表方法

本事業に参加を希望する市内事業者から申し込みを受けて、これをリスト化（以下、「本リスト」という。）し、町田市ホームページにおいて公表する。

2. 本リストに登録ができる者

建設業務での参加を希望する市内事業者は、町田市内に本社、支店又は営業所があり、かつ、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて町田市に登録を有している、もしくは有する見込みである者とする。

建設業務以外の業務での参加を希望する市内事業者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスへの登録は不要とする。

3. 申込方法

本リストに登録を希望する市内事業者は、様式1-1に記入し、第3に記載の「本リストの提出先」まで電子メールでのファイル添付にて提出すること。

4. 申込期間

2027年3月31日（水）17時まで

5. 公表期間

本リストは、第1回として、2026年7月8日（水）受付分までを2026年7月10日（金）に公表する。

また、第2回として、2026年8月7日（金）受付分までを2026年8月10日（月）に更新・公表する。

なお、第2回公表日以降、申込期間内に申し込みのあったものは、随時更新・公表する。

6. 本リスト公表後の対応

本リストに登録された市内事業者は、本リスト公表後に事業者等から連絡があった場合は、誠意をもって対応する。

7. 留意事項

- ・町田市が受領した情報は、本事業以外に使用しない。
- ・本リストへの登録は、本事業に参加するための義務ではない。
- ・本リストの作成は、市内事業者の受託機会の拡大等が目的であり、業務受託を保証するものではない。

第3 本リストの提出先

町田市 財務部 営繕課

E-mail : mcity8170@city.machida.tokyo.jp

電話 : 0 4 2 - 7 2 4 - 1 2 9 3